(2)　県域放送

［表略］

(注)　中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

［第５～第７　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○国土交通省告示第三百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十七第一項及び第四十八条の十九第一号ロの規定に基づき、令和七年四月一日付けをもつて重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定したので、同法第四十八条の十七第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年五月十九日

国土交通大臣　中野　洋昌

重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件

重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件（令和六年度　国土交通省告示第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

路線名	指定区間
北海道横断自動車道黒松内釧路線	余市インターチェンジから釧路西インターチェンジまで
一般国道一号	横浜市神奈川区青木町にある一般国道十五号との交点から同市西区桜木町にある一般国道十六号との交点まで及び保土ケ谷インターチェンジから大阪市北区梅田一丁目三番にある一般国道二号との交点まで（早川インターチェンジ、島田市佐夜鹿にある一般国道一号との交点から同市佐夜鹿にある静岡県道三百八十一号との交点を経て掛川市日坂にある一般国道一号との交点まで、栗東湖南インターチェンジから栗東市小野にある滋賀県道五十五号上砥山鈎線の交点まで、大津市瀬田にある滋賀県道二号大津能登川長浜線から大津市石山寺にある滋賀県道百六号千町石山寺辺線の交点まで、京都市伏見区横大路下三栖里ノ内にある京都市道百八十八号観月橋横大路線との交点から京都府久世郡久御山町佐山美ノケ薮にある京都府道宇治淀線との交点まで、八幡市内里日向堂にある京都府道八幡木津線との交点から寝屋川インターチェンジまで、門真市宮前町にある一般国道百六十三号との交点まで及び守口市三ツ島にある大阪府道二号大阪中央環状線との交点から門真出入口から大阪市北区梅田一丁目三番にある一般国道二号との交点までを除く。）
一般国道五号	函館市若松町にある一般国道二百七十八号及び一般国道二百七十九号との交点から札幌市中央区北一条東一丁目にある一般国道十二号との交点まで（北海道虻田郡倶知安町北四条西一丁目にある一般国道二百七十六号との交点から余市郡仁木町東町十二丁目にある町道一番線との交点までを除く。）
一般国道二十三号	豊橋市東細谷町字境川にある一般国道一号との交点から伊勢市楠部町字奥にある近畿自動車道伊勢線との交点まで（名古屋市緑区別所山にある一般国道三百二号との交点から愛知県海部郡飛島村梅之郷中梅にある一般国道三百二号との交点までを除く。）
一般国道四十二号	伊勢市朝熊町にある一般国道四十二号との交点から二見ジャンクションまで及び伊勢市通町字真菰原百九番一にある一般国道二十三号との交点から和歌山市小松原通り一丁目にある一般国道二十四号との交点まで及び尾鷲北インターチェンジから尾鷲南インターチェンジまで及び紀宝インターチェンジから新宮北インターチェンジまで（有田市野にある一般国道四十二号との交点から同市新堂にある一般国道四百八十号との交点までを除く。）

(2)　県域放送

［表同左］

(注１)　中波放送に係る補完中継局の空中線電力は、当該補完中継局の送信場所の属する都道府県を放送対象地域とする超短波放送を行う他の基幹放送事業者の基幹放送局の親局に使用させることのできる空中線電力の値を超えてはならない。この場合において、当該補完中継局の空中線電力は、中波放送の親局の放送区域のうち受信障害の発生している地域又は災害発生時において中波放送の継続が困難となるおそれのある地域における平成23年総務省告示第285号（超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の地上波電界強度の値を定める件）に規定する超短波放送の電界強度を確保するために必要最小の値とする。

(注２)　平成32年３月31日までに使用されない場合は、当該周波数について、削除するものとする。

［第５～第７　同左］